

## 関市利用者負担額基準額表

0歳～2歳(4月1日時点)

各月の初日時点における 子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額) (円)		備 考
定 義	階 層	保育標準時間	保育短時間	
生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯並びに児童福祉法に規定する里親である保護者の世帯(以下生活保護世帯等という。)	第 1	H1	0	○算定に用いる市町村民税の所得割額は税額控除前の額とします。 ○表中の市町村民税額は、4月～8月分については前年度の税額とします。9月～3月分については当年度の税額とします。
生活保護世帯等を除く市町村民税非課税世帯	第 2	H2-2	0	
市町村民税均等割課税世帯及び所得割合算額が48,600円未満の世帯	第 3	H3-2	13,600	
市町村民税所得割合算額の区分が右欄に該当する世帯	第 4	H4-2	21,000	
	第 5	H5	35,600	
	第 6	H6	48,800	
	第 7	H7	57,000	
	第 8	H8	67,300	
				20,700
				35,100
				48,000
				56,100
				66,200

※子どもの属する世帯が、第3または第4階層(のうち所得割合算額が77,101円未満)と認定された世帯であっても母子世帯等に該当する場合には、次の保育料となります。

次に掲げる世帯で、申し出があった場合

- ①母子世帯・父子世帯  
②在宅障がい者(児)のいる世帯  
③市長が認めた世帯

階 層 区 分	利用者負担額(月額) (円)	
	保育標準時間	保育短時間
第3階層	H3-1 6,300	T3-1 6,300
第4階層のうち所得割合算額が77,101円未満	H4-1 6,300	T4-1 6,300

※同一世帯で2人以上の子どもがいる場合の取り扱いについて

入園している小学校入学前の子どもの年齢の高い順に1人目は上記の負担額の全額、2人目は半額、3人目以降は無料になります。

同一世帯から保育所の他に幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設に入所または子ども発達支援、医療型子ども発達支援、居宅訪問型児童発達支援を利用している子どもも算定対象人数に含まれます。(但し、この場合は申請が必要です。)

ただし、市町村民税所得割合算額が57,700円未満であるときは、2人目、3人目の判定にあたっての子どもの年齢に制限はありません(扶養されている子どもが判定の対象になります。)。また、市町村民税所得割合算額が57,700円以上97,000円未満であるときは、年齢の制限が18歳未満の子どもまでとなり、3人目以降は無料となります。

また、市町村民税所得割合算額が77,101円未満で母子世帯等に該当する世帯については、2人目以降について無料になります。この場合において2人目の判定にあたっての子どもの年齢に制限はありません(扶養されている子どもが判定の対象になります。)。)